

雇用保険料率改定について

雇用保険法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、

下記のとおり雇用保険料率が改定されました

(平成 21 年 4 月 1 日から適用されます)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産 清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000